

展示即売会募集要領

(令和5年度)

朝霞駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

東京都練馬区に所在する陸上自衛隊朝霞駐屯地において、隊員及び来訪者等の利便性を確保するため、展示即売会の出店及び販売を次に記載する諸条件に従い、募集する。

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者又は同等の資格を有する者
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (13) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。

3 出店条件

(1) 設置方法

国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 公募業種

ア 食品販売

洋菓子、和菓子、菓子（加工食品）、ファストフード、弁当（宅配を除く。）、総菜、コーヒー豆・茶葉販売、物産品、キッチンカー

イ 物品販売

自転車、衣類・タオル、シャンプー、化粧品、寝具類、キャンプ用品、バイク販売、自動車用品（バイク用品を含む。）及び書籍（古書を含む。）

ウ サービス提供

マッサージ

- (3) 店舗数
1日につき1区画1店舗
- (4) 使用許可期間等
 - ア 令和6年4月1日～令和7年3月31日
 - イ 連続して10日を超えず、かつ、1ヵ月のうち7日を超えない日数とする。
 - ウ 物品撤去等の撤去等に要する期間は使用許可期間に含む。
- (5) その他
仕様書のとおり。

4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明）

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、参加申込書にて期日までに参加登録していることが必要

- (1) 日時：令和5年9月26日（火）午前11時00分（午前10時55分までに入室）
- (2) 場所：陸上自衛隊朝霞駐屯地A-2庁舎3階 駐屯地会議室
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領、仕様書
 - ※1 参加者（各業者2名以内）は、令和5年9月25日（月）午後5時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入後、直接持ち込み、FAX又は電子メールで登録
連絡先：陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科 藤原
FAX：048-460-1711（内線4451）
電子メール：asaka-gsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp
 - ※2 入門は、国道254号（川越街道）沿いの朝霞門からとする。
 - ※3 令和5年度に出店を許可された事業者については、同業種で応募する場合に限り、説明会への参加を省略することができる。
なお、省略を希望する場合は、申込み要領に準じて連絡すること。

5 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
設置を希望する者は、次のとおり提出書類を提出先に期限までに提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書 1部（別紙第1）
 - (イ) 関係書類 各1部
 - a 企画提案書（別紙第2）
 - b 主な販売予定品・販売価格表（別紙第3）
 - c 販売予定品に関わる写真
 - (ウ) その他関係書類 各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次に掲げる関連書類を併せて提出すること。
 - a 確約書（別紙第4）
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（法人にあつては「その3の3」を、個人にあつては「その3の2」を提出すること。）

- e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- f 印鑑証明書
- g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
 - ※ 全省庁統一資格を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b、c及びdに定める書類に代えることができる。

(エ) 出店希望日 1部（別紙第5）

イ 提出先

〒178-8501

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：藤原）

電話番号：048-460-1711

内 線：4415 FAX：4451

ウ 提出期限

令和5年10月5日（木）午後5時まで

エ 提出要領

提出する書類は、日本工業規格A列4番を使用し、A列4番より大きな用紙を使用する場合には、A列3番を用いること。

なお、これにより難しい場合又はパンフレット等の冊子を参考に添付する場合には、この限りではない。

なお、装丁はクリップ止め等の簡易ものとする。

(2) 応募者の失格

アからカまでのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

7 選考結果等

(1) 決定年月日

令和5年10月31日（火）

(2) 結果通知要領

陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生科事務室前に決定業者を掲示（決定年月日の午前9時）するとともに、決定業者に対しては文書等により通知する。

(3) 決定業者に対する営業日調整期間

ア 日 時

令和5年11月1日（水）～令和5年11月7日（火）

イ 実施要領

営業日の決定に際し、応募日の競合が生じた場合、日程の調整を電話等で実施する。

調整がつかない場合、総合的に判断し営業日程を決めるものとする。

8 業者決定後の提出書類

展示即売会の出店及び販売の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 国有財産使用許可申請書（別途、提示）

イ 誓約書（別紙第6）

ウ 役員名簿（別紙第7）

(2) 提出先

申請書等の提出に同じ。

(3) 提出期限

令和5年11月15日（水）午後5時まで

9 問い合わせ先

〒178-8501

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：藤原）

電話番号：048-460-1711

内 線：4415 FAX：4451

電子メール：asaka-gsvc-ea@inet.gsdf.mod.go.jp

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

10 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申 請 書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
朝霞駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

東京都練馬区大泉学園町に所在する陸上自衛隊朝霞駐屯地において、展示即売会の出店及び販売することについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

企画提案書
(展示即売会)

新規・継続：

業 種：

会 社 名：

1	主な販売予定商品・販売価格表 別紙第3による。
2	営業希望日 別紙第5による。
3	従業員管理等 身元管理方法、人員配置について
4	省エネルギー・環境対策処理方法 ゴミ処理対応等
5	衛生管理方法 従業員の健康管理方法について

- 6 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- (1) クレーム・要望等の把握方法及び対処方法について
 - (2) 事故・トラブル発生時の対処方法について

- 7 陸上自衛隊朝霞駐屯地における営業方針

- 8 その他のアピールポイント（A 4用紙2枚以内にまとめる）
上記1～7の内容と重複しないアピールポイントについて記入

- 9 会社概要
- (1) 本社所在地
 - (2) 設立年月日
 - (3) 資本金
 - (4) 従業員数
 - (5) 店舗数
 - (6) 売上高
 - (7) 他に実施している駐屯地及び官公庁等

確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
朝霞駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊朝霞駐屯地における展示即売会の出店及び販売の業務」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用

出店希望日

会社名：					使用区画：A・B・C・D		
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
【記入例】							
4月	1日(月) A	8日(月) C	15日(月) A	22日(月) C			

- ※ 毎月最大7回までの実施とする。
- ※ 希望日及び、使用を希望する区画を記入

誓約書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第7により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

北関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

印

